

通常砂防事業事前評価調書

路線・河川等名		蛙ヶ谷川 <small>かえるがたにがわ</small>	事業名	通常砂防事業	補助・単独の別	補助
事業主体		京都府	事業箇所(区間)	京都市北区西賀茂 <small>にしがも</small>		
事業概要	目的	蛙ヶ谷川は、溪流内に溪岸の浸食があり、今後の大雨による土砂災害発生の危険性が高い溪流である。 谷出口に広がる土砂災害警戒区域内には人家94戸、市道が存在しているため、砂防えん堤を整備し、土砂災害から人命を保護し地域の安全を確保する。				
	内容	砂防堰堤工 1基 溪流保全工 140m 全体事業費 3.5億円				
	上位計画等	明日の京都 [府民安心の再構築 (暮らしの安心)] 社会資本総合整備計画 (防災・安全交付金)				
	スケジュール	着手年度 平成27年度 完成目標年度 平成31年度				
事業の必要性	事業を巡る社会経済情勢及び地元情勢等	○当該箇所の谷出口には市街地が広がっており、土砂災害特別警戒区域・警戒区域内に人家、市道が存在し、土石流が発生した場合、地域住民に与える影響は大きい。				
事業の有効性	事業の効果及び費用対便益等	○土石流から人命が保護され、市道が保全される事業であり、投資効果は大きい。(B/C=18.7)				
事業の効率性等	コスト縮減代替案立案等の可能性及び良好な環境形成・保全	○現地発生土を他工事に積極的に流用調整することで他工事を含めた総事業費のコスト縮減を図る。 ○砂防えん堤を効率的に配置し、施設の規模を抑制することで、地形の改変を最小限とし、自然環境への負荷低減に努める。				
総合評価		本事業は、土砂災害からの人命保護及び地域の安全確保の観点から、新規事業着手の必要がある。				

かえるがたにがわ

京都府 淀川水系 蛙ヶ谷川 通常砂防事業

きょうとふ きょうとしきたくにしがも かえるがたに
京都府 京都市北区西賀茂 蛙ヶ谷

○事業目的

蛙ヶ谷川は京都府京都市北区西賀茂に位置し、保全対象として人家94戸、市道を含む溪流である。

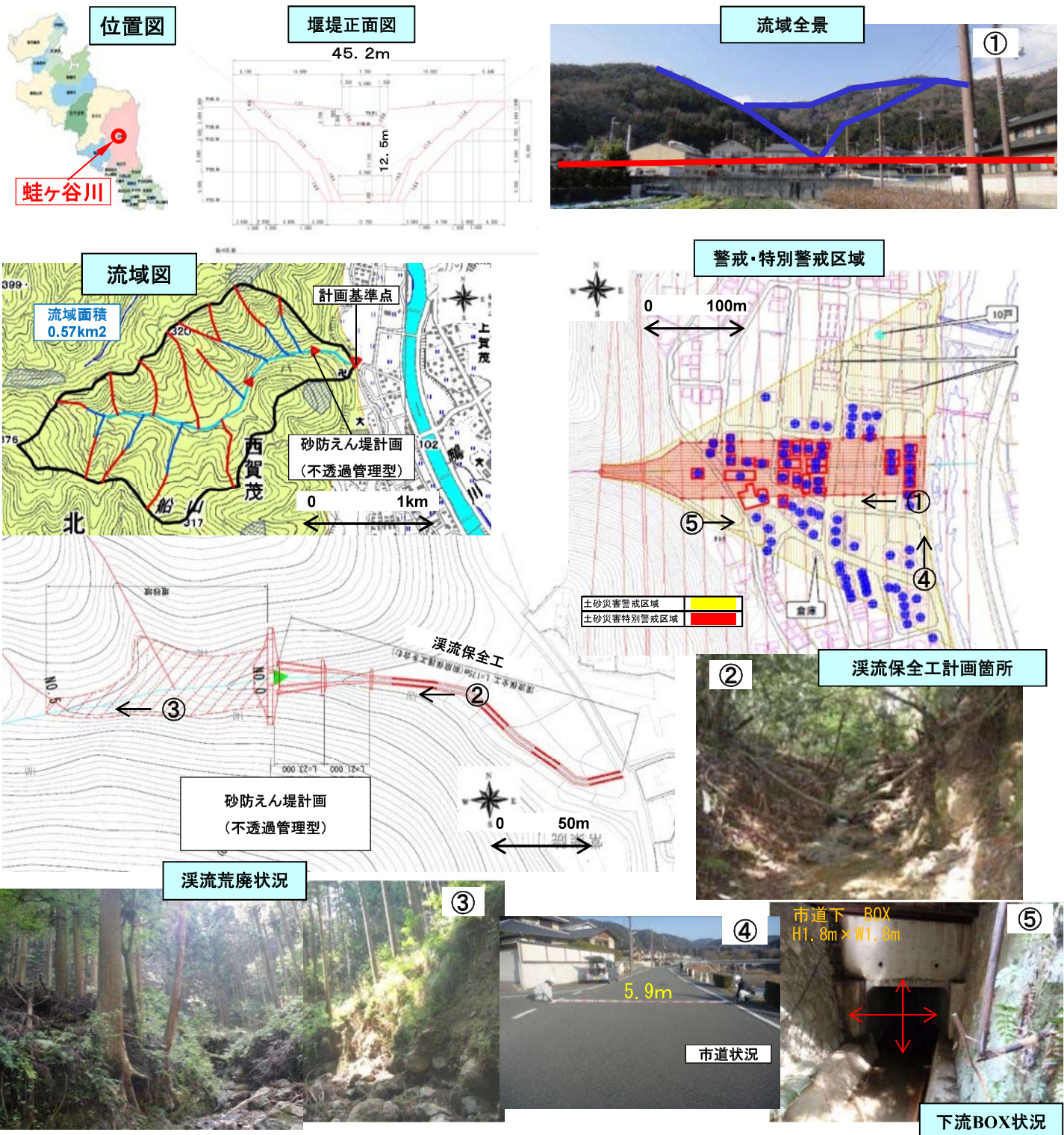
今後の大雨により土砂災害の発生が懸念されるため、早急に対策を行う必要がある。

○箇所概要

事業年度：H27～H31全体事業費350百万円 (B/C=18.71) H27事業費：20百万

保全対象：人家94戸、市道1,697m

実施内容：砂防えん堤1基、溪流保全工



『^わ環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

		作成年月日	平成27年3月24日		
		作成部署	建設交通部砂防課		
事業名	蛙ヶ谷川 通常砂防事業		地区名 京都市北区西賀茂		
概算事業費	3.5億円		事業期間 平成27年度～平成31年度		
事業概要	砂防えん堤1基、溪流保全工140m				
目指すべき環境像	<p>事業箇所周辺は住宅地となっており、残された自然環境や景観の保全が重要であり、事業実施に当たっては、自然環境に与える影響を可能な限り小さくするよう配慮する。</p> <p>また、土砂災害の発生を防止する事業であり、地域住民の安心・安全を確保すると共に、動植物の生育環境と長期的な景観の保全により、地域の生活環境の保全に寄与する。</p>				
関連する公共事業	なし				
評価項目		施工地の環境特性と目標	環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価	
主要な評価の視点	選定要否				
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO ₂ 排出量等)	<p>溪流が荒廃しており、溪床には不安定な土砂や流木が堆積しているため、荒廃の進行を防止し、それに伴う溪流周辺の地形の保全を図る必要がある。</p>	<p>砂防えん堤工及び溪流保全工を整備することで、土砂災害の原因となる溪流の大規模な土砂移動を抑止し、現地地形の保全を図り、生態系の維持に寄与する。</p>		
	地形・地質			○	3
	物質循環(土砂移動)			○	4
	野生生物・絶滅危惧種				
	生態系			○	3
	その他				
生活環境	ユニバーサルデザイン	<p>溪流下流に住宅地や市道が位置しているため、工事期間中の土壌流出や工事車両による騒音・粉じんを抑制する必要がある。</p> <p>また、建設発生材を極力リサイクルする必要がある。</p>	<p>工事実施中は、低騒音機械を使用することを原則とする。</p> <p>粉じんが発生する工程では、散水や防塵シートを使用する等、周辺環境に支障を及ぼさないよう配慮する。</p> <p>また、建設発生材は当該工事や近隣の公共工事や民間工事と調整し、再利用に努める。</p>		
	水環境・水循環				
	大気環境				
	土壌・地盤環境				
	騒音・振動			○	3
	廃棄物・リサイクル			○	3
	化学物質・粉じん等			○	3
	電磁波・電波・日照				
その他					
地域個性・文化環境	景観	<p>当該溪流周辺は住宅地となっており、残された自然環境の保全が重要であるため、植生等の環境の改変を最小限に止める必要がある。</p>	<p>材料の選定においては、地域の自然景観との調和を図るよう努める。</p> <p>地域住民に対して行う工事説明会等は、防災に対する意識向上を図り、地域住民との協働につながるよう検討する。</p>	3	
	里山の保全				
	地域の文化資産				
	伝統的行祭事				
	地域住民との協働			○	4
	その他				
外部評価					

(別紙)

構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。
(改善；5、やや改善；4、現状維持；3、やや悪化；2、悪化；1)

評価項目	主要な評価の視点	「施工地の環境特性と目標」の記載要点
	地球環境・自然環境	地球温暖化 (CO ₂ 排出量等) 地形・地質 物質循環 (土砂移動等) 野生生物 ・絶滅危惧種 生態系 その他
生活環境	ユニバーサルデザイン 水環境・水循環 大気環境 土壌・地盤環境 騒音・振動 廃棄物・リサイクル 化学物質・粉じん 電磁波・電波環境・日照 その他	<ul style="list-style-type: none">・高齢者や障がい者など社会的弱者に配慮した施設構造としていくことが必要。・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
地域個性・文化環境	景観 地域の文化資産 里山の保全 伝統的行祭事 地域住民との協働 その他	<ul style="list-style-type: none">・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。・地域の伝統的な行祭事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。